

FSC 本部主催「リスク低減」オンラインセミナーでの Q&A

(FSC ジャパン作成日本語参考訳)

内容

リスク低減に関する一般情報.....	2
リスク低減措置 - 一般要求事項.....	2
リスク低減措置 - 特定要求事項	3
リスク低減措置 - 例.....	3
リスク低減措置 - 評価	3

リスク低減に関する一般情報

Q. NRA ですべてのカテゴリーが低リスクの場合、リスク低減は不要ですか？

A. リスクには原産地に関するリスクとサプライチェーン内での混入に関するリスクの 2 種類があります。NRA は原産地に関するリスクのみを扱っているため、NRA のすべてのカテゴリーが低リスクの場合、原産地に関してはリスク低減が不要です。ただし、サプライチェーン内での混入に関するリスク評価は別途必要であり、もしリスクが特定されればリスク低減が必要です。サプライチェーン内での混入に関するリスクも低リスクの場合はリスク低減は不要です。

Q. 認証機関は、認証取得者の DDS の妥当性、有効性、十分さを評価するために具体的な要求事項を構築する必要がありますか？

A. あります。現在のところ構築のためのガイダンスはありません。ASI が認証機関と協力しながら具体的な要求事項の構築を手助けする予定です。

Q. どのようにサンプリングをするのかに関してガイダンスが必要だと感じます。例：一般的に用いられるサンプリング手法の紹介。

A. 規格においては、サンプリングルールを記載しないことで柔軟な対応を可能とすることにしました。ただし今後ガイダンスとして何か提供できればと考えています。

Q. 利害関係者へのコンサルテーションの実施期間についての決まりはありますか？

A. ありません。コンサルテーションの対象が様々であるため一律の期間は設けていません。ただしコンサルテーション参加の案内はコンサルテーション実施の 6 週間前までに送る必要があります。

リスク低減措置 - 一般要求事項

Q. リスク低減措置は複数の認証取得者が共同で実施することはできますか？

A. できます。参加組織間で機密情報やビジネス面での課題がクリアできれば共同実施は問題ありません。

Q. 認証取得者がリスク低減措置の実施を第三者に委託してもよいですか？

A. 可能です。DDS の全過程を委託することができます。ただし自身の認証機関への委託は利害関係の問題からできません。

Q. リスク低減措置の実施頻度に関する決まりはありますか？

A. 実施頻度や実施時期に関する決まりはありません。リスクの種類によっては年に 1 度では不十分と判断される場合もあるでしょう。

Q. 認証取得者が実施する利害関係者へのコンサルテーションの実施頻度に関する決まりはありますか？

A. ありません。リスクや問題となっている事象に応じて適切な時期と頻度を決めて下さい。

Q. ニュース記事等を利害関係者のコンサルテーションとして扱うことは認められますか？

A. 附則 B に従うと、コンサルテーションへの参加案内や必要情報の提供が欠けているため、ニュース記事を利害関係者へのコンサルテーションとして扱うことはできません。

Q. 利害関係者へのコンサルテーションや専門家の関与に謝礼金が必要な場合はどうしたら良いですか？

A. 専門家の関与に関しては、専門家が発表している公開情報を含めることもできます。特定要求事項でコンサルテーションが必須な場合には、謝礼金を支払ってでも実施しなければリスクが低減できません。コンサルテーションが必須でない場合はその他のリスク低減措置を模索することも選択肢となります。

Q. 利害関係者へのコンサルテーションの際に謝礼金を払うと利害関係が発生しませんか？

A. これは利害関係者と組織の関係性によります。できれば謝礼金を必要としない利害関係者を対象にコンサルテーションを実施して下さい。

リスク低減措置 – 特定要求事項

Q. 専門家はどのように特定したら良いですか？

A. 規格には専門家の特定に関する規定はありません。公開されている情報や資料から対象分野（この場合は人権や高い保護価値）の専門家を見つけて下さい。FSC ネットワークパートナーへお問い合わせいただければ紹介できる場合もあります。

リスク低減措置 – 例

Q. 汚職がまん延している地域に関するリスク低減措置の例を示してもらえますか？

A. すべての入手可能文書について信頼性を確認することが求められます。ただしこのための一般的な手法はありません。

リスク低減措置 – 評価

Q. 4.3 項に「リスク低減措置が法的要求事項に矛盾している場合、リスク低減措置は実施前に認証機関により承認されなければならない」とありますが、これはつまり法的要求事項に矛盾しない場合、リスク低減措置は認証機関の承認を受ける必要が無いということですか？

A. 法的要求事項に矛盾しない場合、個々のリスク低減措置が承認を受ける必要はありません。ただし認証機関はリスク低減措置の適切さ、有効性、十分さを評価した上で認証の発行を行います。

Q. 認証取得者がリスク低減措置の一環として利害関係者へのコンサルテーションを実施した場合、認証機関も同じ利害関係者に対してコンサルテーションを実施して認証取得者の手法が適切であるかを評価する必要がありますか？

A. 認定規格に従い、認証機関は認証取得者のリスク低減措置をサンプリングで評価する必要があります。サンプリング対象として「認証取得者による利害関係者へのコンサルテーション」が選ばれた場合、認証機関はコンサルテーション実施の記録を確認することが求められています。